

令和3年5月20日

No.378

公益社団法人 中央畜産会

Japan Livestock Industry Association

〒101-0021 東京都千代田区外神田2丁目16番2号
第2階 アイシービル9階
TEL.03-6206-0846 FAX.03-5289-0890
URL <http://jlia.lin.gr.jp/cali/manage/>
E-mail jlia@jlia.jp

畜産会 経営情報

主な記事

1 畜産学習室**会計データを活用した
経営改善を行うために 第1回**

(株)農業経営支援センター 半田 正樹

3 畜産統計情報**畜産物生産費統計 報告②**

「令和元年度肉用牛生産費」を公表

農林水産省大臣官房統計部

2 行政の窓**令和3年度 畜産特別支援資金
融通事業について**

農林水産省生産局畜産部畜産企画課

4 お知らせ**各種交付金単価の公表について**

畜産学習室

会計データを活用した経営改善を 行うために 第1回

(株)農業経営支援センター 半田 正樹

はじめに 最近の経営相談の事例から

一昨年のことですが、ある農業経営者からの経営相談がありました。施設園芸を営む父親から半年ほど前に経営を引き継いだ、経営の状況がよく分からず、資金繰りも厳しいので、どうしたらよいのか悩んでいるという相談でした。

経営状況を把握するために、決算書と月次の試算表を見せてくれるようお願いしたところ、パソコンで会計処理はしているが、データをそのまま会計事務所に渡しており、最近の試算表は見えていないとのこと。とにかく、

状況をつかむためにデータをそっくり渡してもらい急いで整理してみました。

売上や経費は何とか計算できましたが、借入金がいくらあるのかが判然としません。前経営者の父親は、熱心に農業に取り組んでいましたが、お金が足りなくなる都度、JAから共済担保や、小口営農資金、カードローンでの借入を繰り返し、その結果、一体いくらの借入があるのか、毎月いくら返済が必要なのかつかめないのです。

急いでJAに連絡を取ってもらい、資料を集めて整理したところ、売上高は年間5000万円程度あるものの、借入金の残高は2000万円

を超えています。耕種農家の所得率は約40%です、つまり1年間の粗利とほぼ同じ額の借入金があるということになります。

経営上は、ほぼ破綻間近と判断するレベルです。向こう1年間の予算を作ってみると、一年後には1200万円の赤字が発生するという結果が出ました。

この先、相当厳しいことになることが予想されます。そこで、その経営者にある質問を試してみました。「中小企業の経営は、経営者の考え方でどうにでも変わります。あなたは自分自身を変えることができそうですか？」私は、今でも良く覚えています、その経営者は即断しました。「はい、頑張りますので、どうやれば良いか教えて下さい。」腹をくくった、凄みのある回答が返ってきました。

それからは、経営者と力を合わせて、決算書等をもとに細かい分析を行い、何度も現場に足を運びながら経営の課題を洗い出して、打てる対策を一つ一つ実現していきました。

それから、一年後、決算を迎えて会計の締めを行ったところ、最終利益は500万円のプラスでした。当初予算と比べると差引1700万円のプラスの利益を生んだということです。

この話が意味していることは何でしょうか？

- ① 中小企業の経営は、経営者の考え方、やり方次第でどうにでもなるということ。
- ② 会計を税理士などに依頼する場合でも、

決算申告だけを依頼してはいけない。

- ③ 今日の経営は頑張ればなんとかなるという姿勢では難しい。経営が利益の出るような仕組みになっていなければならない。
- ④ 経営はちょっとした気付きと工夫が重要であり、その改善を繰り返すことにより利益体質は作ることができる。
- ⑤ 目標をきちんと設定し、解決すべき経営課題を洗い出して、これを一つずつ解決することで、経営は見違えるほど良くなる。

会計データは目標を設定するためにある

経営の改善は、数字から始まり、そして数字で完結します。決算は税務申告のために行うものではありません。その内容を解析して課題を発見し、これを解決するための『予算と目標を作ること』こそが、経営を行うにあたって最も重要なことです。会計データはそのための基礎資料なのです。

継続できる経営であるために、よりよい経営に改善するために、そして、目指している経営目標を実現するためにこそ会計データを活用する意味があります。

農業経営は高い経営力を要求される

これからの農業は、いやおうなく高度の経営力と組織力が必要となります。農業のあらゆる業態で高齢化と後継者不足が加速度的に

進み、日本の飼料や食料の自給がこれまでより一層厳しくなることは確実です。そして、そのような時代を生き抜くためには、農業経営は規模拡大と企業的経営を行うことから避けることはできません。

とはいえ、そんな高度な経営を一足飛びに手に入れることはできません。まず、足元の一步からです。雇用の拡大やITを駆使したスマート農業の時代に備えて、現在の経営をしっかりと見直し、経営を改善して利益を確保しましょう。会計データを活用した農業経営はその出発点となります。

会計データを使った農業経営のために

今回を含め、6回にわたって会計データを農業経営にどう活かしていくかをテーマに説明をさせていただきます。その主目的を、『会計データをもとに予算を作り、経営を改善していく』ことに置きたいと思います。以下にその進め方の概要を書いてみます。

第1回 会計データを作成する際の条件整備

ポイント：どのようなことに注意し、どのような仕組みを作る必要があるか

第2回 決算書はどのような仕組みになっているのか、その作り方で正しいのか

ポイント：税務申告データと、経営者が必要とする会計データは違う

第3回 会計データは経営の状態を現すも

の、どこをみれば何が分かるか

ポイント：利益がいくら出たかを確認するだけで終わるのはもったいない

第4回 会計データを元にすれば、未来の経営を作ることができる

ポイント：会計データを活かすということは、経営に活かすことを意味する

第5回 利益あって銭足らずになっていないか、利益とお金の関係とは

ポイント：黒字倒産にならぬよう、バランスの良い経営を作り上げる

第6回 営業利益を上げるのは難しくない。課題だらけの経営を少しずつ改善する方法

ポイント：中小企業の経営改革のコツはここにある

ちょっと大変そうな内容ですね。でも、ご自分の経営を良くしたいと考えている経営者の方、頑張って最後までおつきあい下さい。きっと経営の悩みが解決してくると思います。

会計データを作成する際の条件整備

—どのようなことに注意し、どのような仕組みを作る必要があるか—

(1) 現金と預金の管理をすること

まず、現金を管理することが大切です。農業経営の現場では、日々の現金の管理ができていないケースが多く見受けられます。しかし、これは業種を問わず言えるこ

とですが、経営は1円の積み重ねであることを忘れてはなりません。元本20万円の返済時には、1円欠けても返済不履行になるのです。

さらに、普通預金の管理も重要です。事業に関わる取り引きは事業用の口座にまとめ、逆に個人的な取り引きをそこに混在させることは避けましょう。個人部分と事業部分が混在すると、煩雑になって処理の間違いが起こるもとになります。

***会計処理原則の(1)**

お金の大切さ、稼ぐことの難しさを知る経営者は強い。

(2) 事業主も給料取りに

個人事業の経営者の方は、ご自分が年間いくらお金を使っているかを把握しているでしょうか？残った利益が自分の所得と考えていませんか？その様な会計処理では、事業でいくら稼いでいるのかが永久にわからないままになります。

個人事業主も給料取りになりましょう。「個人事業は事業主が給料を取っても経費にならないだろう」と皆さん言われます。その通りです。税務申告上の経費として処理することはできません。でも、繰り返しになりますが、皆さんは税務署のために決算をするのではなく、ご自身の経営

力を確認するために決算を組むのです。だったら、事業主にも毎月決められた給料を支払って下さい。30万円でも100万円でも、その経営内容に合わせて決めていただいて結構です。

ただし、いったん決められた給料をもらったら、事業から個人的経費を落としてはいけません。その給料の中から個人的経費は全て支払います。そうすれば法人経営と同じ仕組みを作ることができます。

確定申告の時だけ事業主の給料を除いて申告すれば良いのです。この方法はとても有効な方法なので、ぜひやってみて下さい。

***会計処理原則の(2)**

社長や事業主のお金の管理も、経営を管理することと同じくらい重要。利益がでたととしても、ザルのような管理ではお金は貯まらない。

(3) ファイリングの重要性

会計の指導に伺ったときに、必要な資料が見つからず、散々探し回るという光景をよく目にします。会計の第一歩は資料の整理です。大切な領収書や請求書などの資料をなくさないようにするため、ファイリングを整備することから始めましょう。

難しいことはありません。まず書類ごとにファイルを作ります。ファイルには必ず

背見出しをつけ、ファイルの中は月ごとに仕切りや見出しをつけてください。それができたら、ファイル保存用のキャビネットを購入し、どの場所にどのファイルを置くかを決めるだけです。

これだけで、仕事のスピードは格段に早くなります。ファイリングのコツは、「誰でも、どの書類がどこにあるかがわかるようにすること」です。

*会計処理原則の(3)

ストレスがなく、スピーディーに会計処理をするには、ファイリング名人になること。

(4) パソコン処理のすすめ

会計処理の方法にはさまざまな方法があります。手書きで集計作業を行ったり、Excelを使って集計作業を行っている方も多いと思いますが、将来のことも考え、早めにパソコンで会計処理を行うようにしましょう。その際の注意点は、以下のとおりです。

① 会計ソフトの選択を誤らない

会計ソフトはたくさん種類がありますが、会計データを見る際に、前期との比較や予算比較が簡単にできるようなものを選んでください。そして、会計データは必ず品目別に分類処理を行い、品目

別に損益計算ができるようにします。税理士事務所に依頼している場合は、その税理士事務所のデータと連動できる会計ソフトを使うこともお勧めします。

② パソコンは最新のものを使う

パソコンの選択も重要なポイントです。毎日使うものですから、立ち上がり早く処理速度も速いものを選びましょう。最近はノートパソコンの方が処理速度の速いものが多いようです。ちょっと専門的になりますが、記憶媒体にSSDを使ったものを使いましょう。HDDを使うものよりは数段早くなります。パソコンやスマートフォンは、情報機器としても重要なツールになりますから、ここにはお金を惜しまず、できるだけ最新のものを手に入れてください。そして、3年程度で更新するのがお勧めです。

*会計処理原則の(4)

会計ソフトとパソコンにはこだわりを。良いツールを使うことが、良い結果を生む。

(次号に続く)

(筆者：半田税理士事務所／(株)農業経営支援センター 代表・税理士)

行政の窓

令和3年度 畜産特別支援資金融通事業について

農林水産省生産局畜産部畜産企画課

1 事業の目的

負債の償還に支障を来している経営や家畜伝染病発生により深刻な影響を受けた経営に対する低利資金の円滑な融通を支援する。また、多額の資金を必要とする畜産経営の円滑な資金調達に資するために、動産担保融資が広く利用できる環境整備を支援する。

2 事業の内容

(1) 畜産特別資金（大家畜・養豚特別支援資金）

負債の償還が困難な畜産経営に対し、長期・低利の借換資金を融通する融資機関へ利子補給を行うとともに、経営改善指導及び債務保証に対する支援を行う。

- ・貸付条件（利率は令和3年3月18日現在）

		経営改善資金			経営継承資金
		一般	特認	残高借換	
償還期限	大家畜	15年以内	25年以内		
	養豚	7年以内	15年以内		
うち据置期間		3年以内	5年以内		
貸付利率		0.30%以内			

注：経営改善資金で残高借換を行うことができるのは令和4年度のみ。

- ・融資枠（平成30～令和4年度）500億円（大家畜450億円、養豚50億円）
- ・融資機関 農協、農協連、農林中央金庫、銀行等

(2) 家畜疾病経営維持資金

口蹄疫等の家畜伝染病発生により深刻な影響を受けた畜産経営に対し、経営再開等に必要となる低利資金を融通する融資機関へ利子補給を行う。

- ・貸付条件（利率は令和3年3月18日現在）

	経営再開資金	経営継続資金	経営維持資金
貸付限度額	個人：2,000万円 法人：8,000万円	(1頭当たり、100羽当たり) 乳用牛13万円、肥育牛13万円、繁殖用雌牛6.5万円、肥育豚1.3万円、 繁殖豚2.6万円、家きん5.2万円、繁殖用めん羊及び山羊1.3万円	
償還期限	7年以内		
うち据置期間	3年以内		
貸付利率	0.80%以内		

- ・融資枠（平成29～令和3年度）50億円
- ・融資機関 農協、農協連、農林中央金庫、銀行等

(3) 畜産動産担保融資活用支援事業

地域、経営規模又は畜種に関わらず、必要に応じて畜産動産担保融資が広く利用できる環境整備を進めるため、畜産動産担保融資の事例蓄積を継続するとともに、家畜の一般担保化に向けた課題検討を行い、検討結果を広く融資機関に周知する。

- ・事業実施期間 令和2～4年度

3 事業実施主体 (公社) 中央畜産会

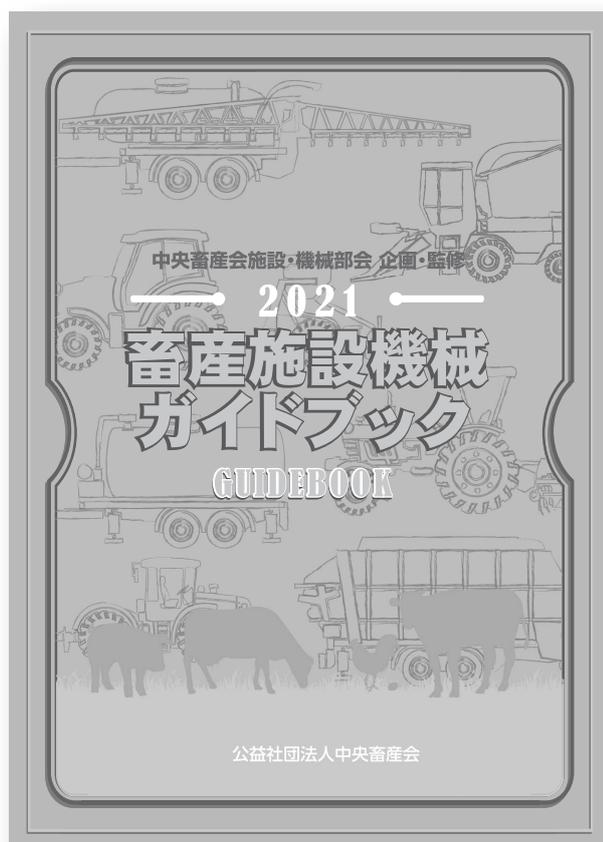
4 所要額 911百万円

問い合わせ先 担当課：生産局畜産部畜産企画課
代表：03-3502-8111 内線 4893
担当者：伊藤（麻）、徳永

中央畜産会施設・機械部会 企画・監修

2021

畜産施設機械ガイドブック



◎畜産 ICT 事業対象機械には★(オレンジ色)のマークを付けています。

わが国の畜産物は、畜産経営における生産性の向上、省力化、低コスト化の実現により安定供給を図ってきました。それを可能にしたのは、生産者とともに発展し技術革新してきた畜産施設・機械です。

本書は中央畜産会の賛助会員である施設・機械部会の会員並びに畜産施設・機械メーカーからの協力を得て畜産経営を支える81社の施設・機械・器具・資材等を収録し、用途別に収録したものです。

経営形態、目的、地域環境を踏まえた畜産施設・機械の導入を行う上で、大いに参考となる一冊です。

【主な内容】

- 第1章 飼料用施設・機械
- 第2章 牛用施設・機械・器具
- 第3章 豚用施設・機械・器具
- 第4章 家さん用施設・機械・器具
- 第5章 畜産環境・衛生
対策用施設・機械・器具
- 第6章 畜舎・資材・ICT
関連・その他
- 第7章 掲載会社一覧

お問い合わせ・お申込みは下記まで

公益社団法人中央畜産会 経営支援部 (情報)

〒101-0021 東京都千代田区外神田 2-16-2 第2 ディアイシービル 9階

TEL: 03-6206-0846 FAX: 03-5289-0890 Email: book@jlia.jp

畜産統計情報

畜産物生産費統計 報告②

「令和元年度肉用牛生産費」を公表

農林水産省大臣官房統計部

農林水産省大臣官房統計部は令和2年12月4日、令和元年度牛乳生産費、肉用牛生産費、肥育豚生産費を公表しました。今回は肉用牛生産費（子牛生産費は前月号にて掲載）について報告いたします。

農業経営統計調査の肉用牛生産費統計は、子牛、去勢若齢肥育牛、乳用雄育成牛、乳用雄肥育牛、交雑種育成牛、交雑種肥育牛の生産コストを明らかにし、肉用子牛の保証基準価格、牛肉の安定基準価格の算定、経営改善対策の資料等を整備することを目的としている。

調査の結果は、肉用子牛生産者補給金の保証基準価格、合理化目標価格や、肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン）の交付金の算定の資料として利用されるほか、各種政策の実施状況の把握や効果の検証等の資料としてさまざまな場面で利用される。

1. 調査の対象

本調査は、以下の畜種を対象に実施した。なお、「経営体（個別経営）」は2015年農林業センサスにおける農業経営体のうち、世帯による農業経営を行う経営体のことを指している。

- 1) 去勢若齢肥育牛：肥育を目的とする去勢若齢和牛を1頭以上飼養し、販売する経営体（個別経営）
- 2) 乳用雄育成牛：肥育用もと牛とする目的で育成している乳用雄牛を5頭以上飼養し、販売または自家肥育に仕向ける経営体（個別経営）
- 3) 乳用雄肥育牛：肥育を目的とする乳用雄牛を1頭以上飼養し、販売する経営体（個別経営）
- 4) 交雑種育成牛：肥育用もと牛とする目的で育成している交雑種牛を5頭以上飼養し、販売または自家肥育に仕向ける経営体（個別経営）
- 5) 交雑種肥育牛：肥育を目的とする交雑種牛を1頭以上飼養し、販売する経営体（個別経営）

2. 調査期間

平成31年1月から令和元年12月までの1年間

3. 調査事項

肉用牛の生産活動を維持・継続するために投入した費目別の費用、労働時間等

4. 調査方法

調査は、調査票を調査対象経営体に配布し、これに生産資材の購入、生産物の販売、労働時間、財産の状況等を調査対象経営体が記帳する自計調査の方法を基本とし、職員または統計調査員による調査対象経営体に対する面接調査の併用によって行った。調査票の回収（決算書類等の提出を含む）は郵送、訪問、オンラインの方法により行った。

5. 調査対象経営体数

去勢若齢肥育牛：299経営体（うち、集計経営体数 287経営体）

乳用雄育成牛：53経営体（うち、集計経営体数 29経営体）

乳用雄肥育牛：84経営体（うち、集計経営体数 53経営体）

交雑種育成牛：60経営体（うち、集計経営体数 47経営体）

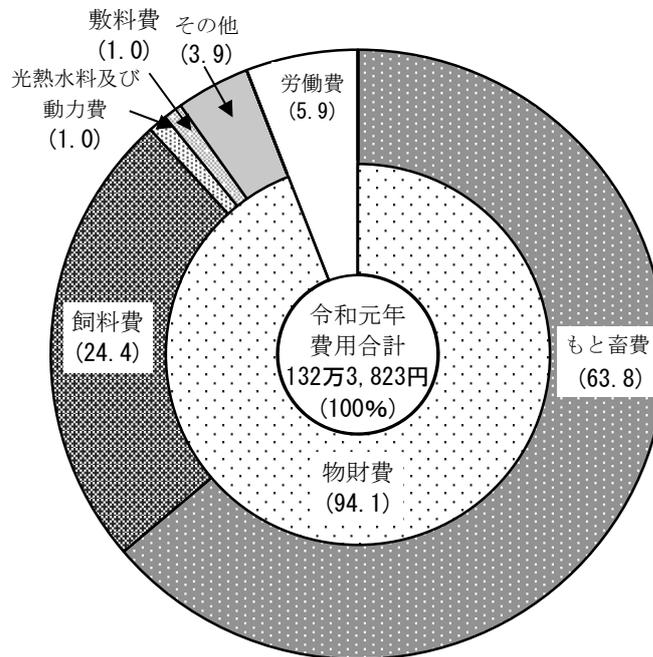
交雑種肥育牛：96経営体（うち、集計経営体数 89経営体）

注：集計経営体とは、選定できなかった経営体及び調査期間中に調査不能となった調査対象経営体を除いた経営体としている。

調査結果の概要

去勢若齢和牛（1頭当たり）全算入生産費は133万6990円で、前年度に比べ3.8%減少した（**図1、表1**）。乳用雄育成牛（1頭当たり）全算入生産費は24万5369円で、前年度に比べ0.9%増加した（**図2、表2**）。乳用雄肥育牛（1頭当たり）全算入生産費は53万4792円で、前年度に比べ0.2%増加した（**図3、表3**）。交雑種育成牛（1頭当たり）全算入生産費は37万8006円で、前年度に比べ8.9%増加した（**図4、表4**）。交雑種肥育牛（1頭当たり）全算入生産費は79万4770円で、前年度に比べ4.1%減少した（**図5、表5**）。

(図1) 去勢若齢肥育牛の主要費目構成割合 (1頭当たり)
(肥育牛1頭当たり)



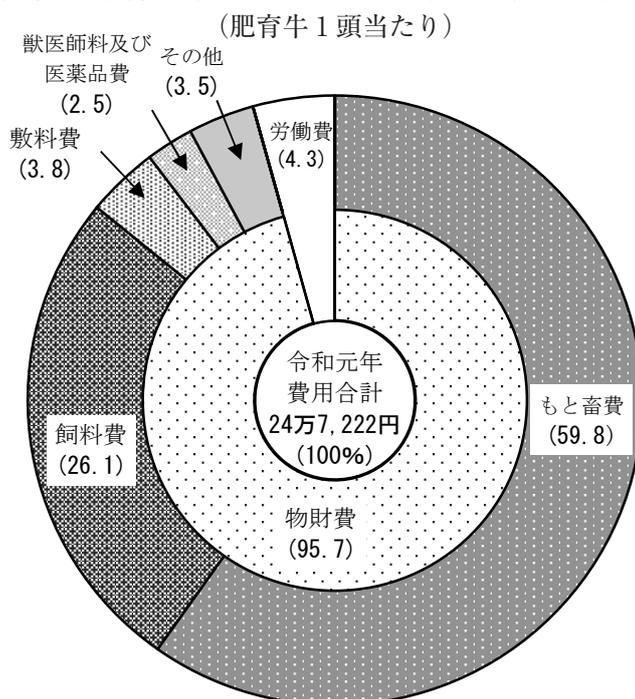
注：飼料費には、配合飼料価格安定制度の補てん金は含まない。

(表1) 去勢若齢肥育牛生産費

区 分	単位	平成30年度	令和元年		対前年度 増減率
			実 数	構成割合	
肥育牛1頭当たり				%	%
物 財 費	円	1,293,885	1,245,936	94.1	△3.7
うち も と 畜 費	〃	894,275	844,283	63.8	△5.6
飼 料 費	〃	319,345	323,576	24.4	1.3
光熱水料及び動力費	〃	12,978	13,592	1.0	4.7
敷 料 費	〃	12,579	12,873	1.0	2.3
労 働 費	〃	75,799	77,887	5.9	2.8
費 用 合 計	〃	1,369,684	1,323,823	100.0	△3.3
生産費(副産物価額差引)	〃	1,361,086	1,313,460	-	△3.5
支払利子・地代算入生産費	〃	1,379,845	1,328,937	-	△3.7
資本利子・地代全額算入生産費	〃	1,389,314	1,336,990	-	△3.8
生体100kg当たり全算入生産費	〃	174,783	168,386	-	△3.7
1経営体当たり販売頭数	頭	42.3	42.4	-	0.2
1頭当たり投下労働時間	時間	49.72	50.00	-	0.6

注：本調査は、2015年農林業センサスに基づく農業経営体のうち、世帯による農業経営を行い、肥育を目的とする去勢若齢和牛を1頭以上飼養し、販売する経営体(個別経営)を対象に実施した。

(図2) 乳用雄育成牛の主要費目構成割合 (1頭当たり)



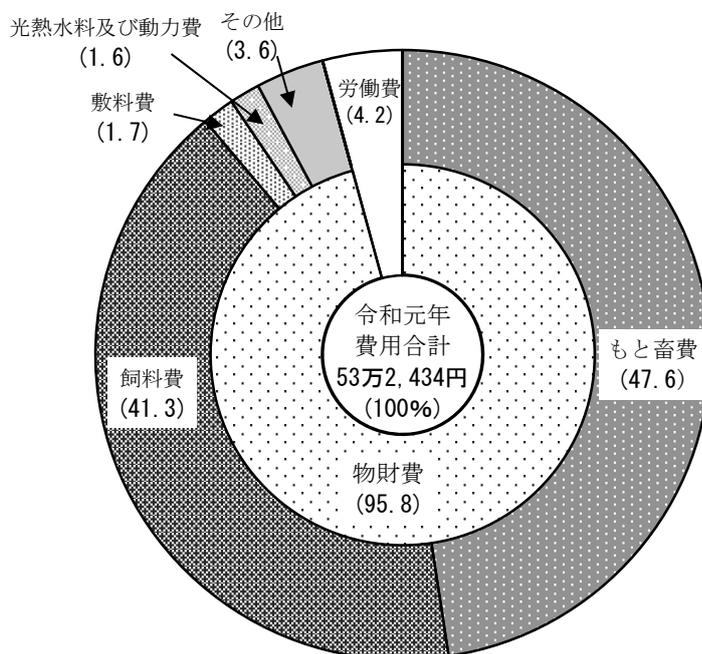
注：飼料費には、配合飼料価格安定制度の補てん金は含まない。

(表2) 乳用雄育成牛生産費

区 分	単位	平成30年度	令和元年		対前年度 増減率
			実 数	構成割合	
育成牛1頭当たり				%	%
物 財 費	円	233,042	236,575	95.7	1.5
うち も と 畜 費	〃	145,356	147,756	59.8	1.7
飼 料 費	〃	64,840	64,443	26.1	△0.6
敷 料 費	〃	9,038	9,479	3.8	4.9
獣医師料及び医薬品費	〃	5,103	6,303	2.5	23.5
労 働 費	〃	10,639	10,647	4.3	0.1
費 用 合 計	〃	243,681	247,222	100.0	1.5
生産費(副産物価額差引)	〃	240,513	243,284	-	1.2
支払利子・地代算入生産費	〃	241,249	244,025	-	1.2
資本利子・地代全額算入生産費	〃	243,087	245,369	-	0.9
1 経営体当たり販売頭数	頭	425.8	446.8	-	4.9
1 頭当たり投下労働時間	時間	6.12	5.93	-	△3.1

注：本調査は、2015年農林業センサスに基づく農業経営体のうち、世帯による農業経営を行い、肥育用もと牛とする目的で育成している乳用雄牛を5頭以上飼養し、販売又は自家肥育に仕向ける経営体(個別経営)を対象に実施した。

(図3) 乳用雄肥育牛の主要費目構成割合 (1頭当たり)
(肥育牛1頭当たり)



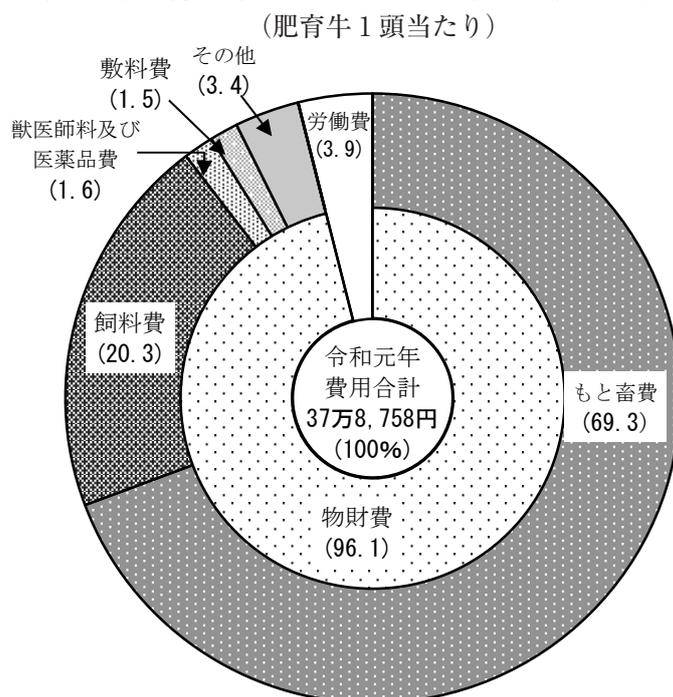
注：飼料費には、配合飼料価格安定制度の補てん金は含まない。

(表3) 乳用雄肥育牛生産費

区 分	単位	平成30年度	令和元年		対前年度 増減率
			実 数	構成割合	
肥育牛1頭当たり				%	%
物 財 費	円	505,466	510,114	95.8	0.9
うち も と 畜 費	〃	244,943	253,603	47.6	3.5
飼 料 費	〃	223,292	219,937	41.3	△1.5
敷 料 費	〃	7,535	9,036	1.7	19.9
光熱水料及び動力費	〃	8,532	8,262	1.6	△3.2
労 働 費	〃	24,940	22,320	4.2	△10.5
費 用 合 計	〃	530,406	532,434	100.0	0.4
生産費(副産物価額差引)	〃	524,906	527,772	-	0.5
支払利子・地代算入生産費	〃	525,983	529,273	-	0.6
資本利子・地代全額算入生産費	〃	533,596	534,792	-	0.2
生体100kg当たり全算入生産費	〃	68,437	68,571	-	0.2
1経営体当たり販売頭数	頭	121.4	110.6	-	△8.9
1頭当たり投下労働時間	時間	15.76	13.12	-	△16.8

注：本調査は、2015年農林業センサスに基づく農業経営体のうち、世帯による農業経営を行い、肥育を目的とする乳用雄牛を1頭以上飼養し、販売する経営体(個別経営)を対象に実施した。

(図4) 交雑種育成牛の主要費目構成割合 (1頭当たり)



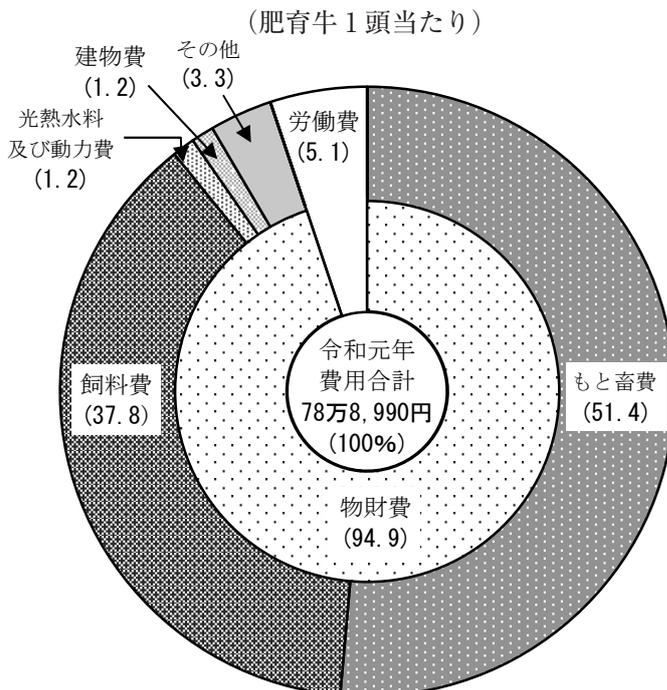
注：飼料費には、配合飼料価格安定制度の補てん金は含まない。

(表4) 交雑種育成牛生産費

区 分	単位	平成30年度	令和元年		対前年度 増減率
			実 数	構成割合	
育成牛1頭当たり				%	%
物 財 費	円	331,266	363,829	96.1	9.8
うちもと畜費	〃	229,783	262,548	69.3	14.3
飼 料 費	〃	77,717	77,021	20.3	△0.9
獣医師料及び医薬品費	〃	6,166	6,086	1.6	△1.3
敷 料 費	〃	5,539	5,564	1.5	0.5
勞 働 費	〃	14,968	14,929	3.9	△0.3
費用合計	〃	346,234	378,758	100.0	9.4
生産費(副産物価額差引)	〃	341,824	374,140	-	9.5
支払利子・地代算入生産費	〃	342,911	374,963	-	9.3
資本利子・地代全額算入生産費	〃	347,053	378,006	-	8.9
1経営体当たり販売頭数	頭	202.7	253.1	-	24.9
1頭当たり投下労働時間	時間	9.28	9.06	-	△2.4

注：本調査は、2015年農林業センサスに基づく農業経営体のうち、世帯による農業経営を行い、肥育用もと牛とする目的で育成している交雑種牛を5頭以上飼養し、販売又は自家肥育に仕向ける経営体(個別経営)を対象に実施した。

(図5) 交雑種肥育牛の主要費目構成割合 (1頭当たり)



注：飼料費には、配合飼料価格安定制度の補てん金は含まない。

(表5) 交雑種肥育牛生産費

区 分	単位	平成30年度	令和元年		対前年度 増減率
			実 数	構成割合	
肥育牛1頭当たり				%	%
物 財 費	円	780,187	748,809	94.9	△4.0
うち も と 畜 費	〃	430,702	405,634	51.4	△5.8
飼 料 費	〃	298,560	297,952	37.8	△0.2
光熱水料及び動力費	〃	9,807	9,251	1.2	△5.7
建 物 費	〃	12,382	9,105	1.2	△26.5
労 働 費	〃	39,749	40,181	5.1	1.1
費 用 合 計	〃	819,936	788,990	100.0	△3.8
生産費(副産物価額差引)	〃	813,250	781,801	-	△3.9
支払利子・地代算入生産費	〃	819,596	786,870	-	△4.0
資本利子・地代全額算入生産費	〃	829,119	794,770	-	△4.1
生体100kg当たり全算入生産費	〃	100,534	97,759	-	△2.8
1経営体当たり販売頭数	頭	94.7	101.9	-	7.6
1頭当たり投下労働時間	時間	24.81	24.31	-	△2.0

注：本調査は、2015年農林業センサスに基づく農業経営体のうち、世帯による農業経営を行い、肥育を目的とする交雑種牛を1頭以上飼養し、販売する経営体(個別経営)を対象に実施した。

農畜産業振興機構からのお知らせ

各種交付金単価の公表について

1. 肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）〔令和3年1・2・3月分〕

（独）農畜産業振興機構は、令和3年1・2・3月に販売された交付対象牛に適用する畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項に規定する交付金について、肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱（平成30年12月26日付け30農畜機第5251号）第4の6の（1）から（4）までの規定に基づき標準的販売価格および標準的生産費ならびに交付金単価（確定値）を表1および表2のとおり公表しました。

なお、令和3年1・2月に販売された交付対象牛に適用する同要綱第4の8の精算払の額については、下記の確定値により算出された交付金の額と概算払額との差額になります。

なお、今後、交付対象頭数が確定することにより、既に積立金が不足している都道府県（表中、※2）以外にも積立金が不足する県が発生する可能性があります。その場合、積立金が不足することとなった県における3月分の支払は、国費分のみ（4分の3相当額）となります。

（表1）肉専用種の交付金単価（概算払）

算出の区域	肉用牛1頭当たりの交付金単価			算出の区域	肉用牛1頭当たりの交付金単価		
	令和3年1月 確定値(概算払)※1	令和3年2月 確定値(概算払)※1	令和3年3月 確定値		令和3年1月 確定値(概算払)※1	令和3年2月 確定値(概算払)※1	令和3年3月 確定値
北海道	※2 31,718.25円 ※2 (29,213.7円)	※2 46,597.95円 ※2 (44,424.15円)	※2 2,389.5円	埼玉県	※2 - ※2 -	※2 - ※2 -	※2 -
青森県	※2 3,691.575円 ※2 (1,187.025円)	※2 8,328.15円 ※2 (6,154.35円)	※2 -	千葉県	※2 475.2円 ※2 -	※2 4,055.4円 ※2 (1,881.6円)	※2 -
岩手県 (日本短角種を除く)	※2 - ※2 -	※2 - ※2 -	※2 -	東京都	※2 - ※2 -	※2 - ※2 -	※2 -
岩手県 (日本短角種)	45,324.0円 (42,047.6円)	34,400.7円 (31,606.7円)	67,380.3円	神奈川県	※2 7,651.8円 ※2 (5,147.25円)	※2 11,232.0円 ※2 (9,058.2円)	※2 -
宮城県	※2 - ※2 -	※2 2,342.25円 ※2 (168.45円)	※2 -	山梨県	※2 - ※2 -	※2 456.975円 ※2 -	※2 -
秋田県	※2 - ※2 -	※2 - ※2 -	※2 -	長野県	4,163.4円 (824.0円)	8,937.0円 (6,038.6円)	-
山形県	※2 - ※2 -	※2 - ※2 -	※2 -	静岡県	※2 - ※2 -	※2 - ※2 -	※2 -
福島県	※2 - ※2 -	※2 1,478.925円 ※2 -	※2 -	新潟県	※2 - ※2 -	※2 - ※2 -	※2 -
茨城県	※2 4,542.75円 ※2 (2,038.2円)	※2 8,122.95円 ※2 (5,949.15円)	※2 -	富山県	※2 - ※2 -	- -	-
栃木県	※2 778.95円 ※2 -	※2 4,359.15円 ※2 (2,185.35円)	※2 -	石川県※3	※2 - ※2 -	※2 - ※2 -	※2 -
群馬県	※2 1,063.125円 ※2 -	※2 4,643.325円 ※2 (2,469.525円)	※2 -	福井県※3	※2 - ※2 -	※2 - ※2 -	※2 -

(つづく)

(つづき)

算出の区域	肉用牛 1頭当たりの交付金単価			算出の区域	肉用牛 1頭当たりの交付金単価		
	令和3年1月 確定値(概算払)※1	令和3年2月 確定値(概算払)※1	令和3年3月 確定値		令和3年1月 確定値(概算払)※1	令和3年2月 確定値(概算払)※1	令和3年3月 確定値
岐阜県	-	-	-	山口県	※2 -	※2 -	※2 -
愛知県	※2 -	※2 -	※2 -	徳島県	※2 -	※2 43,779.15円 ※2 (41,605.35円)	※2 -
三重県	※2 -	※2 -	※2 -	香川県	※2 -	※2 47,314.125円 ※2 (45,140.325円)	※2 -
滋賀県	※2 -	※2 -	※2 -	愛媛県	※2 -	※2 23,523.075円 ※2 (21,349.275円)	※2 -
京都府	※2 -	※2 -	※2 -	高知県	-	-	-
大阪府	※2 -	※2 -	※2 -	福岡県	※2 -	※2 16,503.075円 ※2 (14,329.275円)	※2 -
兵庫県	※2 59,028.75円 ※2 (56,524.2円)	※2 63,664.65円 ※2 (61,490.85円)	※2 39,964.725円	佐賀県	※2 -	※2 10,933.65円 ※2 (8,759.85円)	※2 -
奈良県	※2 -	※2 -	※2 -	長崎県	※2 -	※2 4,920.75円 ※2 (2,746.95円)	※2 -
和歌山県	※2 -	※2 -	※2 -	熊本県	※2 -	※2 840.375円 ※2 -	※2 -
鳥取県	-	10,195.2円 (7,296.8円)	-	大分県	※2 -	※2 11,807.1円 ※2 (9,633.3円)	※2 -
島根県	※2 -	※2 -	※2 -	宮崎県	※2 -	※2 20,582.775円 ※2 (18,408.975円)	※2 -
岡山県	※2 -	※2 -	※2 -	鹿児島県	※2 1,464.075円 ※2 -	※2 26,253.45円 ※2 (24,079.65円)	※2 -
広島県	※2 -	※2 -	※2 -	沖縄県	※2 25,386.075円 ※2 (22,881.525円)	※2 28,869.75円 ※2 (26,695.95円)	※2 -

(表2) 交雑種・乳用種の交付金単価

	肉用牛 1頭当たりの交付金単価		
	令和3年1月確定値(概算払)※1	令和3年2月確定値(概算払)※1	令和3年3月確定値
交雑種	22,759.2円 (19,405.4円)	82,541.7円 (79,618.1円)	26,658.9円
東京都、京都府	※2 17,069.4円 (14,554.05円)	※2 61,906.275円 (59,713.575円)	※2 19,994.175円
乳用種	43,453.8円 (39,958.7円)	48,483.9円 (45,662.9円)	54,922.5円

※1 表中の令和3年1月及び2月の肉用牛1頭当たりの標準的生産費及び肉用牛1頭当たりの交付金単価は、上段に確定値、下段()内に概算払時の公表値を表示しています。

肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)は、配合飼料価格安定制度における四半期別の価格差補填の発動がないものとして算出した肉用牛1頭当たりの標準的生産費(見込み)と、肉用牛1頭当たりの標準的販売価格との差額に、100分の90を乗じた額から4,000円(積立金が不足している場合は3,000円)を控除した額ですが、同制度における令和2年度第4四半期(1月から3月までの期間)の価格差補填の発動があり、肉用牛1頭当たりの標準的生産費が概算払時の公表値から変動しております。このため、肉用牛1頭当たりの交付金単価(確定値)は、同制度における価格差補填を反映した肉用牛1頭当たりの標準的生産費(確定値)と、肉用牛1頭当たりの標準的販売価格との差額に、100分の90を乗じた額となります。

※2 肉専用種において※2を付した42都道府県は積立金が不足しており、東京都、山口県、沖縄県については3月分以降、青森県、岩手県(日本短角種を除く)、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、山梨県、福井県、兵庫県、徳島県、香川県、愛媛県については4月分以降、北海道、宮城県、石川県、和歌山県、岡山県、広島県、佐賀県、宮崎県については5月分以降、山形県、神奈川県、静岡県、新潟県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、島根県、長崎県については6月分以降、福島県、三重県、福岡県、熊本県については7月分以降、秋田県、大分県については8月分以降、鹿児島県については10月分以降、また、交雑種において※2を付した東京都については6月分以降、京都府については9月分以降、国費分のみ(4分の3相当額)の支払となっていることから、交付金の交付がある場合は、交付金単価の4分の3相当額を表示しています。

※3 ※3を付した2県については、都道府県標準販売価格が、全国一律を区域として算出した標準的販売価格に、都道府県標準販売価格の標準偏差の2倍の額を加えた額を上回ったため、2月分は福井県、3月分は石川県、福井県において、単独で標準的販売価格の算定を行っています。